

安芸太田町学校・園・所支援ボランティア実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸太田町立認定こども園、保育所、小学校、中学校（以下「学校・園・所」という。）の教育活動等並びに安芸太田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する事業に対して、地域住民、保護者及び学生等が様々な特技や趣味等を活かして教育活動を支援する学校・園・所支援ボランティア（以下「支援ボランティア」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 支援ボランティアは、学校・園・所又は教育委員会からの依頼に基づき、主に次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 学校・園・所の教育活動に対する支援
 - ア 各教科、「総合的な学習の時間」等における補助
 - イ 学校・園・所の行事、クラブ活動、部活動、放課後学習会等における支援
 - ウ 特別な支援を必要とする子どもの支援
 - エ 学校・園・所主催のPTA等と行う行事の支援
 - オ その他学校・園・所生活の補助
- (2) 学校・園・所の環境整備に対する支援
 - ア 校舎等の補修、植木のせん定、花の栽培等
 - イ 教材や教具の作成、表示札の作成等
 - ウ その他学校・園・所環境整備の支援
- (3) 学校・園・所の安全対策への支援
 - ア 登下校時の、付添い、交通指導
 - イ 校門での、挨拶、声掛け。
 - ウ その他学校・園・所環境整備の支援
- (4) 放課後や休業日等、学校や地子どもの学力向上に係る取組における支援
- (5) その他学校・園・所、教育委員会が実施する事業における支援

(登録)

第3条 支援ボランティアとしての活動を希望する者は、安芸太田町「学校・園・所支援ボランティア」登録申込書により、教育委員会に申し込むものとする。

2 教育委員会は、前項の申込みを行った者が次のいずれかに該当すると認めたときは、支援ボランティアとして登録（以下「登録者」という。）し、「登録証」を交付するものとする。

- (1) 第1条の趣旨及び学校・園・所等の教育方針に賛同し、前条に掲げる活動内容に協力できる者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(登録有効期間)

第4条 支援ボランティアの登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の中途に登録者となった者については、登録証を交付した日から当該年度の末日までとする。

2 前項の登録期間が満了する場合において、登録者、学校・園・所及び教育委員会からの意思表示がないときは、登録有効期間満了日の翌日から1年間登録有効期間を延

長したものとみなし、以後この例による。

(登録の取消し)

第5条 教育委員会は、登録者が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 支援ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき。
- (2) 次条に定める遵守事項に反する行為を行ったとき。
- (3) その他教育委員会が支援ボランティアとして不適切と認めたとき。

(遵守事項)

第6条 支援ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 子どものために努めること。
 - (2) 教育委員会、活動する学校・園・所の所属長及び教職員並びに関係者の指導、指示に従うこと。
 - (3) 政治活動及び宗教的活動を行わないこと。
 - (4) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- 2 支援ボランティアは、その活動により知り得た情報を漏えいしてはならない。また、支援ボランティアでなくなった後も同様とする。

(保険)

第7条 教育委員会は、登録者が支援ボランティア活動を行うにあたり「ボランティア保険」に加入する。

(費用負担)

第8条 登録者の活動に要する費用については、支給しない。ただし、材料費等は依頼した側が負担する。

(登録者名簿及び登録団体名簿の作成及び提供)

第9条 教育委員会は、登録者名簿を作成し、学校・園・所に提供する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。